

# 第 16 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

令和 4 年 3 月 7 日 (月)

1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 4 0

於：大阪市環境局第 1 会議室

(ウェブ会議により実施)

# 第 16 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

## 議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

(1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) 高濃度 P C B 廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する  
大阪市の対応状況について

(4) その他

4. 閉会

○深瀬係長（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第16回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ、皆様方におかれましては御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブでの会議開催とさせていただきます。

議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課産業廃棄物規制グループの深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催についてお願いがございます。パソコンのカメラはオン、マイクはオフの状態にしていただきますようお願いいたします。また、御発言の際は挙手ボタンをクリックしてください。部会長が指名をいたしますので、指名後、マイクをオンにしていただき、御発言をお願いいたします。

なお、御発言後はマイクをオフにしていただき、再度挙手ボタンをクリックして、手を下げてください。

部会の開催に当たりましては、視聴者の皆様にはお配りいたしました遵守事項に従いまして、お静かに視聴していただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局環境管理部長の松井から御挨拶をさせていただきます。

○松井部長（大阪市）

皆様、こんにちは。大阪市環境局環境管理部長の松井でございます。本日は大変お忙しい中、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪PCB廃棄物処理事業監視部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、前回に引き続きましてウェブ会議とさせていただきます。不便なところもございますが、よろしくお願いいたします。また、岩井会長におかれましては、本日御足労いただきまして、本当にありがとうございます。

平素は環境行政をはじめ、本市の市政各般にわたりまして、御理解、御協力賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、これまで有識者の皆様方から貴重な御意見や御指導をいただくとともに、関係者の皆様の御理解と御協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の大阪PCB処理事業所での近畿2府4県内の高濃度PCB廃棄物につきましては、平成18年10月に処理が開始されて以降、大きなトラブルもなく、順調に、また安全かつ適正に処理が進められてきました。PCB特別措置法におきましては、大阪PCB事業所の事業エリアの高濃度PCBの計画的処理完了期限は今年度末までと定められておりますことから、国やJESCO、また関係団体と連携、協力しながら、高濃度PCB廃棄物の計画的処理を進めるため

の取組を行ってまいりました。その結果、変圧器、コンデンサにつきましては、おおむね計画どおりの処理が進められており、今年度新たに発見されたものを含めまして、今年、3月末の期限内に処理を完了させるため、環境省近畿地方事務所、JESCO 及び大阪事業エリアの各自治体の関係者が現在まさに取り組んでいるところでございます。

一方、JESCO 北九州事業所で処理することになっております安定器等に関しましては、今年度末の処理期限までに処理を完了することが困難というような状況になってございます。また、前回の監視部会でも環境省より御説明がございましたが、JESCO の計画的処理完了期限後に新たに PCB 使用機器が見つかるケースや処理に手間のかかるものが存在するとのことでございます。

これらの PCB 廃棄物の処理を完了するため、令和3年9月22日に、国のほうから JESCO 事業所が立地する大阪を含めた地元自治体に対しまして、JESCO における高濃度 PCB 廃棄物の処理事業の継続等に関しまして、検討の要請がなされたところでございます。この国からの要請への対応を検討するため、本市では、近隣住民の方々等に対して、高濃度 PCB 廃棄物の処理事業の継続に関する説明を実施し、いただきました御意見等を含めまして、本市の対応状況について後ほど御報告をさせていただきます。

本日は、有識者の皆様に忌憚のない御議論いただき、その中でいただいた御意見を踏まえまして、引き続き PCB 廃棄物の適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○深瀬係長（司会）

続きまして、本日は環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課から神谷課長、切川課長補佐に御出席いただいております。

それでは、御挨拶をいただきたいと存じます。

#### ○神谷課長（環境省）

皆さん、こんにちは。環境省の神谷でございます。皆様には日頃より PCB 廃棄物の処理の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

大阪事業エリアにおいては、今年、令和4年3月末で計画的処理完了期限を迎えます。この1年間、これまでに7件の行政代執行が実施され、大阪事業エリア内の不存在案件、契約手続難航案件の処理が進んでおります。改めて関係者の皆様に御礼を申し上げます。

前回の監視部会にて御説明させていただきましたが、各事業エリアにおける高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂のために、昨年9月22日に、大阪市をはじめ、JESCO の PCB 廃棄物処理の立地自治体に対して、環境大臣名で、処理の継続あるいは北九州事業エリアで新規発見されたコンデンサー等の広域処理等に関して要請を行わせていただきました。昨年1

1月には市民向けの説明会を開催し、高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しと今後の方針、それから、9月の要請内容について御説明をさせていただいております。

環境省といたしましては、引き続き関係者と連携しながら、安全の確保を大前提として、PCBの廃棄物の処理が一日でも早く進むよう、全力を挙げて取り組んでまいります。本日の会議でも皆様から御意見を賜り、JESCO 大阪 PCB 処理事業の安全確保の徹底、PCB 廃棄物の早期処理に向けたさらなる取組の推進につなげたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

#### ○深瀬係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、続きまして、表裏1枚物の出席者名簿でございます。続きまして、議題（1）に係ります JESCO の資料といたしまして、資料1-1、「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」、資料1-2、「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」でございます。続きまして、議題（2）に係ります本市の資料といたしまして、資料2、「令和3年度環境モニタリング調査について」でございます。最後に、議題（3）に係ります資料といたしまして、資料3、「高濃度 PCB 廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する大阪市の対応状況について」でございます。

本日の資料は以上でございます。資料の配布漏れ等はございませんでしょうか。ございましたら、お知らせください。

それでは、議事に入らせていただきます。部会長であります大阪市の谷野産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、谷野課長、よろしくお願いいたします。

#### ○谷野課長（大阪市）

こんにちは。本日 PCB 監視部会の部会長をさせていただきます大阪市環境局 産業廃棄物規制担当課長の谷野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本 PCB 監視部会は、JESCO 大阪事業所の操業状況やトラブルの有無、また環境保全対策などの報告を受けまして、有識者の皆様からの御意見を賜り、より安全な操業を確保することを目的として開催しているものでございまして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の部会としまして、毎年2回開催しております。近畿ブロックの PCB 監視部会としましては、通算で16回目の開催となります。

それでは、早速ですが、議事次第に従いまして、説明をお願いしたいと思います。

まず、議題（1）にあります、大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）様から説明をお願いいたしますが、資料のほうのボリュームがございますので、前半と後半に分けて説明をいただきたいと思います。

資料1-1の20ページ、「5. PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更」のところまでを

前半に説明いただき、一旦、御意見、御質問を承った後、21 ページの「6. 営業活動」以降及び資料 1-2「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」を後半に御説明いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

#### ○安井所長（JESCO）

それでは、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の安井ですけれども、資料 1-1、操業状況について御説明をさせていただきます。

まず、1. の操業状況でございますが、搬入実績といたしまして、操業を開始いたしました平成 18 年 10 月から令和 4 年 1 月末までの実績とさせていただきます。平成 18 年 10 月から令和 4 年の 1 月末までの PCB 廃棄物搬入実績でございますが、表-1 にお示ししております。また、図-1 のところにグラフでお示しております。一番右が直近の値となります。

表-1 でございますが、こちらが 3 段、処理するものによりまして、トランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等と、これは PCB 油でございますが、この 3 品目につきまして、2 府 4 県、また、大阪府の内数といたしまして、地元自治体でございます大阪市さんの数字、そして、表の一番右端が合計とさせていただきます。年度ごとの実績を積み上げておりまして、それぞれの 3 品目、一番下の行が搬入の実績の合計数、また JESCO への登録数をお示しし、その搬入実績をパーセントでお示しているというところでございます。

トランス類は 2,746 台、コンデンサ類が 8 万 9,014 台、廃 PCB 等、油は 2,662 本の搬入を終えておりまして、1 月末で JESCO に登録いただいているものを分母といたしまして、トランス類は 100%、コンデンサ類が 99.9%、油、廃 PCB 等でございますが、99.6%、この搬入を終えております。

その次、2 ページのほうでございますが、搬入されたものを弊社事業所内で、中間処理、無害化の処理を行います。処理を終わったものにつきまして、同じく令和 4 年 1 月末までの実績ということで表-2 にお示しをしております。こちら、トランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等につきまして、年度ごとにお示ししておりますが、表の一番右のほうに、今年度に入ってから令和 4 年 1 月末までの実績と、一番右の列が合計数となります。

トランス類でございますが、2,745 台の処理を終えておりまして、コンデンサ類は 8 万 3,820 台、廃 PCB 等は 2,560 本になってございます。先ほどと同じく、近畿 2 府 4 県で登録されている廃棄物、これを分母といたしまして、トランス類は 99.96%、コンデンサ類が 99.7%、廃棄 PCB 等は 95.8%の処理を終えたというところでございます。

トランス類につきましては、3 ページのほうにグラフをお示ししておりますが、トランス類は平成 21 年度をピークに台数は減少。重量につきましては、平成 20 年度から 28 年度は 300 トンから 400 トンということで推移しております。処理を開始しました当初、

平成 20 年度でございますが、平均重量が 1 トンということでございましたが、平成 28 年度につきましては、電鉄会社の 20 トンクラス、かなり大きなものの処理を進める等々がございます、平均重量が 4.2 トンとなっております。その後、平成 29 年度は、残っているもののうち 20 トンを超えるものが少なくなってきたということもあわせて、平均重量は 1.9 トンとなりましたが、平成 30 年度になりまして、処理手間物、なかなか処理に時間を要するもの、こういった大きなもの等々を中心に処理が進みまして、平均重量が 3.7 トンとなりましたが、令和 3 年度につきましては 2.6 トンということで、また小ぶりのものとなりました。

コンデンサ類につきましては、平成 24、5 年度をピークに台数、重量とも減少してきているという処理実績になってございます。平均重量でも、平成 24 年度が 54.4 キロとなりましたが、その後、最近になりまして、掘り起こし活動、各自治体様で探し出すという活動をされておられて、そういった取組で登録されるものにつきましては、10 キロ以下の小型電気機器、そういったものの割合が増えておりますので、平成 30 年度以降は平均重量が 30 キロ程度という状況になっていると思います。

廃 PCB 等につきましては、平成 24、5 年度をピークに本数、重量とも、28 年度までは減少いたしましたけれども、平成 29 年度から、少量保管事業者様が持っておられるコンデンサ、トランス等の高濃度かどうかの分析をされておられて、その分析検体の残液、こういったものの登録が増えております。処理も増えました。また、平成 30 年度になりまして、超大型トランスから抜油した油の処理、また、令和元年度からは、多量保管事業者様が保管されております油、これの処理を開始しておられて、本数、重量が増加しているという状況でございます。

また、契約が難航しております保管事業者やコンデンサ類、廃 PCB 等の新規登録が、まだあるものの、今年度に入ってからはその新規登録者数が減少し、全体としては処理対象物の残台数が減ってきているという状況でございます。引き続き安全、確実な処理を推進してまいりたいと考えてございます。

1 点補足でございますが、今、映していただいております廃 PCB 等でございますが、白抜きの棒グラフ並びに点線でございますが、今年度ここまでの処理ということで考えておりますが、1 月末までの実績が塗り潰しのグラフと実線ということになりまして、まだ計画に至っていない状況でございます。2 月につきましては、油が 30 本、約 3.6 トンの処理を終えておりますが、3 月も同程度の処理を見込んでおりますけれども、今年度計画には少し足りないという状況でございます。

3 ページの (3) エリア間移動による効率的な処理の推進というところでございますが、こちらにつきましては、令和 2 年度までにエリア間移動して処理をするものについて全て終えておられて、今年度に入ってから、実績はございません。

続きまして、4 ページ、(4) の払出実績となります。同じく平成 18 年 10 月から令和 4 年 1 月末までの実績で、処理に伴いまして発生いたします有価物と廃棄物の払出実績に

つきまして表-4のところにお示ししております。表-4は、同じく一番右のほうが直近の令和3年度に入ってからの実績となります。表の上段が有価物でございますが、劣化溶媒・油、または鉄、銅といった金属類ということになりますけれども、また、その下、廃棄物でございますが、処理によりまして発生いたします塩酸、ビフェニル、また、トランスに含有する油から分離するトリクロロベンゼンといった化学物質等々、また、碍子・ガラスくず、活性炭汚泥といったようなものですけれども、特に実績といたしまして、問題のあるような数字は出ていないと評価をしております。

その下、廃棄物につきましては、再資源化方法といたしまして、埋立てゼロとしていただけた処理委託先を探しまして処理をお願いしておりますが、前回の監視部会以降、新たな払出先がございませんので、前回から変更はございません。

続きまして、(5)の運転廃棄物でございます。5ページでございます。処理に伴いまして、PCBが付着する運転廃棄物が発生いたします。この処理実績につきましては表-6にお示ししております。少し文字が小さくなって申し訳ございませんが、表-6につきましては、上のほうから、平成24年度以降、年度ごとの処理実績を、表の左側半分は無害化処理認定施設、濃度の薄いPCB廃棄物についてはそういった施設での処理をお願いしておりますし、表の右半分でございますが、自所処理といたしまして、大阪事業所内での処理、また、表の一番右端には、弊社の東京事業所、また北九州事業所に移送いたしまして処理をする高濃度のPCB廃棄物、運転廃棄物もでございます。

また、この中で自所処理をしております廃活性炭、表の真ん中辺りより右手でございますが、廃活性炭の実績でございますが、こちらは、VTR、大阪事業所に4基あるうち、D号機でこれまで処理を進めてきておりましたが、D号機におきまして、経年劣化等々に基づきまして不具合が発生いたしましたので、その後、C号機の改造、対策工事を行い、昨年の11月からはC号機での処理を開始しているというところでございます。そのほかのものにつきましては、年間計画をつくりまして、計画に基づきまして処理を進めてきているというところでございます。

次のページ、6ページ、こちらは各種モニタリング調査になりますけれども、6ページは排水でございますが、汚水並びに雨水でございますが、こちらは年1回の測定を行うということにしておりまして、前回の監視部会以降は新たなデータはございません。昨年の6月から7月に実施した分析結果でございますが、自主管理目標値未満だということでございます。

その次のページが騒音・振動でございますが、騒音・振動につきましても、年1回の測定でございますので、前回の監視部会以降新たなデータはございません。前回、維持管理値以下だったということをご報告しております。

8ページと9ページでございます。こちらが排気でございますけれども、建物から外部に出る排気中の化学物質等々の分析結果でございます。こちらは年間2回の測定を行っておりまして、令和3年度2回目の測定を11月に実施しております。その結果につき



ましては、8 ページの表-9-1 が、建物が 2 つございますが、西棟、また、次のページ、表-9-2 のほうが東棟の実績でございます。それぞれ、表の真ん中辺り、二重線で囲ったところがこの直近の最新の結果となりますけれども、PCB、ダイオキシン類、塩化水素、ベンゼン濃度等の測定を行っておりますが、全ての測定箇所におきまして自主管理目標値未満だったということを確認してございます。また、西棟、東棟それぞれにボイラーを設置しておりますけれども、ボイラー排気中の窒素酸化物及びばいじんにつきましても自主管理目標値未満だったことを確認してございます。

10 ページに参ります。周辺環境モニタリングとなります。こちらは年 4 回、春夏秋冬の 4 回、事業所の敷地内及び事業所周辺地区の 1 地点、計 2 地点におきまして、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンを測定してございます。その結果を表-10 にお示ししておりますが、今年度、春夏秋までの結果でございまして、冬は 1 月にサンプリングを行っておりますが、分析中ということになります。3 期分につきまして表-10 のところに示しておりますが、いずれも環境基準値等は下回っていたところでございます。表の一番右が環境基準値になります。

このうち、PCB 並びにダイオキシンにつきましては、次のページに、表-11 並びに表-12 のところにおきまして、こちらでの操業を開始する前の平成 17 年度からの年間の平均値を表にお示ししております。各表の一番右が直近、令和 3 年度につきましては 3 回分の平均値となります。この表-11 並びに 12 のデータにつきまして、下の図-3 のところにグラフ化させていただいております。グラフのそれぞれ一番右が直近の値となります。操業開始以降、特段上昇傾向は見受けられないと評価をしてございます。

表-13 のところが臭気の測定結果となります。臭気につきましては年 1 回、例年 10 月の測定ということで、昨年 10 月 20 日に実施してございます。西棟と東棟、それぞれの敷地におきまして、臭気指数、アセトアルデヒド、トルエンという項目について測定しておりますけれども、いずれも維持管理値を下回っていたことを確認したということでございます。

その次、12 ページにつきましては、ただいま御説明いたしましたモニタリング等々の実施場所について図の中でお示ししております。

また、13 ページ並びに 14 ページにつきましては、建物と処理設備から出てくる排気でございますが、どういった場所、設備からの排気かというものにつきまして系統図でお示ししておりますが、前回までの監視部会での御説明以降、変更はございませんので詳細は割愛させていただきます。

続きまして、15 ページ、作業環境の測定結果となります。PCB 濃度でございますが、作業従事している方の PCB 曝露防止のために、労働安全衛生法特定化学物質障害予防規則に基づきまして、大型解体室、小型解体室といったトランスの処理を行うような部屋、また処理困難物倉庫の中に廃アルカリ、運転廃棄物として発生いたしますアルカリ洗浄廃液でございますが、このアルカリ洗浄廃液、油分と水分で PCB 濃度が異なりますので、こ

れを分ける部屋を、ブースをこの倉庫内に設けておりますが、このブース内の3室におきまして、PCB濃度を年2回測定しているというところでございます。また、同等の管理が必要な場所といたしまして、受入検査室ですとか抜油室、VTR処理室等々につきましては、自主測定といたしまして、同様に年2回測定をしてございます。

その測定結果につきましては17ページの表-14にお示ししてございますけれども、後ほど触れさせていただきます。

大型解体室、小型解体室の測定結果につきましては図-4のところにお示ししてございます。図-4の一番右が直近のデータとなります。平成22年以降、僅かに低減傾向にありましたが、平成30年5月の測定で、小型解体室で許容濃度0.01を超過しておりますので、定期検査、夏季に1か月程度、設備を止めまして、検査を行っておりますけれども、この期間を活用いたしまして、徹底的に清掃、除染を行った結果、許容濃度以下となりました。その後の測定でも許容濃度以下を維持しているというところでございます。

続きまして、ダイオキシン類濃度でございますが、同じく、大型解体室、小型解体室、また、廃アルカリの小分けのブース内で測定をしてございますけれども、平成30年5月の測定で小型解体室のダイオキシン類濃度が高くなりましたけれども、PCB濃度の対策同様、定期検査時の清掃、除染の結果、この9月の再測定から令和4年1月の定期測定まで、前年と同程度を維持しているというところでございます。大型解体室は、令和元年、定期検査時に徹底的に清掃と除染を行い、低下し、その後、前年度と同程度を維持しているというところでございます。

続きまして、16ページにつきましては作業環境の改善対策につきましてお示ししてございますけれども、操業開始当初は発生源を囲い込むといった対策ですとか、発生源近傍に局所排気装置を設ける、また、大型解体室、小型解体室につきましては室温を下げるといった対策工事を行ってきておりますが、直近は、1か月行います定期検査時に徹底的に清掃、除染を行うこと、また、日常管理といたしまして、一仕事一片づけの徹底、こういったことに基づきまして、一定濃度以下を保っているという状況でございます。

では、17ページのほうでございますが、作業環境の測定結果につきまして一覧表でお示ししてございます。こちらの表は、一番左の値が直近の令和4年1月に行った結果となります。この表中、管理濃度等々を超過した箇所につきまして、測定値を赤字でお示ししてございますが、直近の測定結果では、PCBにつきましては、全ての部屋で管理濃度を下回っているところでございます。

ダイオキシンにつきましては、大型解体室におきまして、この部屋が管理濃度は超過したところでございますが、保護具等々の着用、またこの部屋内での作業時間の管理、こういったことを徹底することで作業を行っております。

また、この大型解体室でございますが、今回の測定では、結果を2段書きでお示しておりますが、上の数値が粉塵及びガスでの測定、また、かぎ括弧で囲っておりますのが、このうちの粉塵で検出されたダイオキシン類となります。この粉塵で9.6という数字が

出ておりまして、これがこの表中、ずっと右のほうを見ていただきますと、6か月ごとの数字がございますが、これまでの値に比べて高い値であるということもございます、この結果を受けまして、この測定時の作業状況等々について確認してございますが、サンプリング箇所近傍におきまして使用済みのアルミダクト、局所排気に使用しております蛇腹のアルミ製のダクトの切断作業を行っていたことが判明してございまして、こういった作業に伴ってこういった値が出てしまったと考えてございます。今後の作業におきまして注意を要すると考えている次第でございます。

続きまして、18 ページ、(4) は作業従事者の健康管理になります。大阪 PCB 処理事業所におきまして作業しております従事者の方の健康管理といたしまして、労働安全衛生法に基づきます特殊健康診断を6か月ごとに行っておりますが、この実施に加えまして、作業従事者の方の協力を得まして、採血して、血中の PCB 及びダイオキシン類濃度の測定を定期的に行っております。目標値との比較等を行い、管理を行っておりますが、PCB 廃棄物を取り扱うエリアで作業しております作業従事者の方、毎年6月を目途に血中 PCB を測定しております。令和3年6月までの状況におきましては、血中 PCB 濃度が、全作業従事者の方が、健康管理の目安といたしまして、生物学的許容値として 25ng/g-血液という値を決めておりますけれども、この数値を全員の方が下回っていたことを確認しております。

また、平成30年度からは、レベル3区域は、先ほど作業環境のところでもありました小型解体室、大型解体室、ここで働いている解体班全員の方と、それ以外の班の方におきましては、血中 PCB 濃度が6月の測定におきまして 2ng/g-血液以上であった方、この方を対象に、12月に再度採血して、PCB 濃度を測定してございます。令和3年12月に採血しておりますが、この値については現在分析中ということで、次回の監視部会で御報告をさせていただきたいと思っております。

また、血脂中のダイオキシン類濃度でございますが、こちら平成30年度からは、12月の採血におきまして分析をしております。こちらは、環境省が実施されます調査結果、ダイオキシン類関係作業に従事されていない方を対象といたしまして調査された結果がございますけれども、この値と同等またはそれ以下を JESCO の当面の健康管理の目安としてございます。直近の値といたしまして、令和2年12月の測定結果でございますけれども、JESCO の大阪事業所の勤務者、最大値が 43pg-TEQ/g-lipid の方がおりましたけれども、これは、環境省が実施される調査結果、平成23年から28年度の結果で 0.39 から 56 pg-TEQ/g-lipid という、この中で収まっているということで、最大値は下回っていたことは確認してございます。昨年12月に採血した分につきましては現在分析中ということでございます。

作業従事者に対しましては、血中濃度結果でございますが、これを知らせる際に、各自の作業状況、また安全衛生上の注意事項の遵守状況などをヒアリングし、マスクに装着しております活性炭が入った吸収缶の交換頻度、交換状況、また保護マスクの装着時の注意

点、保護具の脱着、保管方法、また入退室の時間等々についての指導をしているところがございます。今後も測定を維持し、健康管理を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、19 ページ、ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況でございます。当事業所に関しては、ヒヤリハット・キガカリ活動、これは事業所の安全レベル向上と危険のない職場づくりのために積極的に取り組んでいるというところでございます。現場で働いている作業従事者の方からヒヤリハット・キガカリ、そういった内容について一件一葉で提出してもらっています。

操業時からの提出件数を表-15 のところにお示ししておりますが、直近の令和3年度の数字が表の一番右端ということで、ヒヤリハットが34件、キガカリが156件、1月末までに提出されています。提出されたヒヤリハット・キガカリの内容につきましては、1件1件全てを、JESCO並びに運転会社でタスクチームを設けまして、そこで内容を確認し、改善が望ましいと判断される内容につきましては、設備の改造、また注意喚起、そういったことでの改善を確実に進めることにしてございます。これらの実施状況につきましては、産業医も出席いただいております安全衛生協議会の場で共有し、内容や進捗管理につきまして確認をしているというところでございます。

また、ヒヤリハット・キガカリの案件でございますけれども、図-6 のところに、こういった内容かということでの項目別分類を円グラフにお示ししてございます。ヒヤリハット34件につきましては、破損が10件、漏洩が7件といったことでのヒヤリハットが多いと。また、キガカリといたしましても、破損が61件、作業環境が26件といった項目が多かったということが令和3年度の実績でございます。

また、労働災害の未然防止策をより有効に進めるために、JESCOの5事業所全事業所におきまして、こういったヒヤリハットにつきましてはリスク評価を行いまして、リスクが高いと考えられるものにつきましては、インシデントに位置付けまして、本社に報告し、各事業所に水平展開をして対策を打つということにしてございます。

20 ページでございますが、リスク評価につきましては、リスクの見積りを、まず、労働災害の場合を事例に表-16 のところにお示ししてございますが、人への危害、また可能性についてそれぞれ点数付けをいたしまして、この内容について足し算した点数が多いものがリスクレベルが高いということで、リスクレベルⅢないしⅣをインシデントということで、各事業所に水平展開することにしておりますが、今年度に入ってからの実績といたしまして、リスクレベルの高いヒヤリハットについては、大阪事業所は実績がなかったというところでございます。

5. のところ、PCB 廃棄物処理施設の設備改造・運用変更でございますが、設備改造・運用変更におきまして、新たな環境へのリスクが増えていないかどうかということにつきまして、環境安全評価委員会を事業所内で設けておりまして、この場で審査し、また、本社のほうで再審査をするという取組をしてございますが、前回の監視部会以降、この1月末までの間にこれに該当する改造・運用変更はございませんでした。

前半部分については以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO さんのほうからの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。御発言の際は挙手ボタンのほうをお願いいたします。

上野先生、お願いします。

○上野外部有識者

御説明ありがとうございました。

今年度が最終年度ということで、コロナ禍ですけれども、一部粉塵中のダイオキシンが高いというのがありましたけど、一応順調に推移しているのかなと思いました。

1 点ちょっと教えていただきたいんですが、先ほどの 18 ページの作業従事者の健康管理なんですけれども、血中の PCB 濃度が高い人、今現在 12 月時点で分析中ということなんですけれども、あとの血液脂肪中のダイオキシン濃度も高い人がいらっしやって、これとの関係というのが何かあるんでしょうか。それと、例えば作業とは関係なく、生活習慣というか、そういうことと何か関係があるというのがあるのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。よろしくをお願いします。

○安井所長（JESCO）

どうも御質問ありがとうございます。

PCB 濃度の高い方とダイオキシン類濃度の高い方が一致するかというと、一致しているというわけではないというところがございます。PCB 中のコプラナー PCB 以外にもダイオキシン類はございますので、そういった影響もあるかと思えますけれども、必ずしも PCB 濃度が高い方がダイオキシン類濃度が高くなっているということではないというところはございます。

また、生活習慣との関係といったところでございますけれども、確認いたしておりますけれども、例えば喫煙される方が高いかどうかとか、そういったことにつきましては、必ずしもそういった傾向にはないということは確認してございます。強いて挙げるといたしますと、20 代、30 代の方よりは 50、60 代の方のほうが少し高いのかなという傾向かと思っております。

以上でございます。

○上野外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

それでは、中地先生から手が挙がっております。お願いします。

○中地外部有識者

3点、4点ばかりあるんですけれども、まず最初に、1点目は、1ページの搬入実績のお話なんですけど、ほとんど搬入されているというお話になってはいますが、今年度末でも登録されているコンデンサ類とか廃 PCB も全て搬入されると考えていいのかどうかというのが1つです。

2点目が、4ページなんですけれども、有価物・廃棄物の払出実績ということで、例えば令和1年度、2年度のビフェニルとかトリクロロベンゼンの払出しの実績の数字なんですけれども、3ページの図-2の処理の実績でいうと、令和1年度も令和2年度もほぼ同じ量の PCB を処理していることになっているんですけれども、ビフェニルとかトリクロロベンゼンの数字はちょっとずれがあるような気がするんです。比例関係があると思うんですけれども、そうでもなさそうなので、これはどういう違いが出てきているのかということをお教えください。

3点目ですけれども、17ページの表-14で、作業環境測定の結果のお話があって、大型解体室については粉塵状のダイオキシンが高くなって、それは配管の切断に伴ってというお話になっているんですけれども、今後処理が終わって解体作業というお話になったときに同じようなことが起こると思うので、その辺の対応みたいなことは今後どういうふうにかえられるのかということをお教えください。

それと、4点目は、19ページの表-15のヒヤリハットの件数ですけれども、昨年度よりも今年度は若干ヒヤリハットの件数が増えたというのは、施設の老朽化とか、そういうことが関係するのかどうかということをお教えもらえればありがたいと思います。破損とか漏洩とかという件数が非常に多くなってきているので、ちょっと設備のことが関係するのかなと思いましたので。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

それでは、JESCOさんのほうからお願いできますでしょうか。

○安井所長（JESCO）

ご質問ありがとうございます。

1点目の御質問が、まず1ページの搬入実績のところにおきまして、今年度末、3月末までの間に全て搬入されるのかということをございます。

まず、こちらは1月末の実績をお示ししてございますけれども、その後も処理委託契約、

また搬入される会社さんとの調整等々も行いまして進めているというところがございます。こちらのところにつきましては、登録いただいたものについては何とか3月末までに全て搬入したいということで取り組んでいるところがございます。ほぼこちらの数字については搬入できるのではないかと考えてございます。

続きまして、4ページで、払出実績で、令和元年度、2年度のビフェニルですとかトリクロロベンゼンの払出量というところになります。

まず、トリクロロベンゼンはトランスからの発生ということになりますけれども、トランスにつきまして、処理の実績といたしまして、令和元年度、2年度につきましては、かなり小ぶりなものが増えてきたといったところ、また、大型のトランスから取り外されました部品類の処理、そういったものが多かったといったところもありまして、このトリクロロベンゼンの発生量は減ったと評価してございます。

続きまして、ビフェニルでございますけれども、比較的濃度の低い PCB 濃度のトランス、また、油で搬入されるものにつきましても、PCB 濃度の低い油、こういったものの処理の比率が増えておりまして、実績としてビフェニルの発生量が減っていると評価しているところがございます。

続きまして、17 ページでの作業環境測定結果、大型解体室におきまして、直近のデータで粉塵のダイオキシン類濃度が上がった、その原因が使用済みの配管ダクトの切断ではないかと評価している件でございます。

今後の施設の解体撤去におきましても、やはりそういった作業が発生すると考えております。解体撤去につきましては、弊社本社内でもいろいろ検討を進めておりまして、どのように進めるべきかということを確認してございますけれども、まずは、使用している配管類につきまして、洗浄し、PCB の濃度を下げてから切断を行う、また、切断に際しましては、粉塵の発生を抑制するように局所排気装置等々を設けるとか、囲い込みを行うといった方法が考えられるのではないかと考えておりますが、具体の対策につきましては今後検討させていただくことを考えてございます。

ヒヤリハット、19 ページのところでございます。今年度増加しているのではないかとこのところでございます。また、老朽化が原因かというところかと思っておりますけれども、確かに平成 18 年の操業以来、時間も経過いたしまして、設備等々、保全計画に基づきまして保全を進めてきてございます。ですが、ヒヤリハットということで、現場のほうでは少し設備等々に対しましてヒヤリとする内容ということで現場の方から上がってきているところがございますけれども、老朽化があるからそういった内容が増えたというふうには、この内容について確認しておりますが、評価はしていないというところがございます。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

○中地外部有識者

分かりました。どうもありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見等はございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして、資料 1-1 の後半部分と資料 1-2 のところ、長期保全の取り組みについて、引き続き JESCO さんのほうから説明をお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

それでは、資料 1-1 の 21 ページから説明させていただきます。

6. で営業活動でございます。1 つ、弊社の営業活動といたしまして、各自治体様が実施されております掘り起こし、どこに PCB 廃棄物があるのかということを探し出す取り組み、これへの協力ということでございますが、こちらで記載させていただいておりますのが PCB 特別措置法に基づきます届出データと JESCO に処理前に届出いただきます登録データ、これを突き合わせまして、JESCO に登録されていないものについて、保管事業者様に確認の文書を出すという取り組みでございますけれども、469 保管者様に出しましたけれども、この全ての内容につきまして全件確認を終えたというところでございます。

また、電気事業法、使用中のものについての届出データと JESCO の登録データ、こちらについても突き合わせをいたしまして、使用中で、かつ JESCO にはまだ登録されていない 74 保管者に対しまして、早期処理につきましてのお願いの文書を出しておりますけれども、こちらにつきましても全ての内容を確認し、処理のほうへ進めていただいているということでございます。

総ざらいの取り組みといたしまして、令和 4 年 1 月末の状況でございますが、まだ搬入いただけていない保管事業者様が、2 府 4 県で、26 者ございまして、コンデンサが 51 台残っているというところでございました。府県別でいきますと、表-18 のところにお示ししてございますが、大阪府が 15 保管者でコンデンサ 20 台、兵庫県が 3 保管者で 8 台、京都府が 5 保管者で 17 台、滋賀県が 1 保管者で 2 台、和歌山県が 2 保管者で 4 台、奈良県はないというところでございまして、26 保管者で 51 台ということでございました。

このうち、処理手をなかなか進めていただけない保管者様が 5 者ございまして、こちらが大阪府、兵庫県、滋賀県が各 1 者、また、京都府が 2 者ということで、5 者、1 月の末の段階でございました。処理手をなかなか進めていただけない方、5 者でございますけれども、理由といたしましては、1 者が使用中であったと。また、4 者の方が資金不足ということで説明されておりました。JESCO の職員といたしましては、関係いたします自治



体の方、また環境省の地方環境事務所の方の立入指導に同行いたしまして、手続等を進めるといった対応を進めてきてございまして、直近、この5事業者につきましては、その後、何とか手続等々を何かしら進めていただいているというところでございます。そういった状況で、使用中のものにつきましても2月下旬に更新する新しい設備が現場のほうに搬入されまして、取り外されまして、こちらが、たしか直近、明日JESCO事業所に搬入されるという予定まで来ているといったところでございます、そのほかについても何かしら進んでいる状況でございます。

行政代執行が行われました案件でございますが、これまで7件、全て搬入済みでございますが、大阪市、東大阪市、神戸市、兵庫県、奈良市、奈良県、和歌山県、7つの自治体におきまして、各1件の事例がございまして、コンデンサで9台が搬入されております。いずれも保管事業者様が特定できない案件といった内容でございました。

続きまして、22ページ、7.の処理手間物・困難物という状況でございます。トランス類やコンデンサ類等につきまして、処理に時間を要する手間物、また、JESCO事業所内にそのまま持ち込むのではなかなか処理が難しい処理困難物といったようなものでございました。通常のものに比べて時間・手間を要するものでございます。トランス類につきましては、例えばコアをコンクリートで固めてしまったもの、地下に設置されたもの、高所、塔の上のほうに置いてある、高層階に置いてあるといったようなもの、そういったものがございましたが、また、そういったものについて、14台ですが、令和2年7月末までに全て処理を終えました。コンデンサ類につきましても、コンクリートで固化されたようなもの等々が87台ございましたが、こちらも令和2年度までに全て処理を終えたというところでございます。油につきましては、低引火点成分が混じった油、こちらにつきまして、令和2年度に6本、この2府4県内で処理を終えたといったところでございます。また、多量保管事業者が保管されている油、また高濃度の硫黄分を含む油、こういったものが748本、2府4県内で見つかっているということでございますが、このうち399本は処理のために施設へ搬入されたというところでございます。

その下でございますが、低引火点の油につきましては処理済みということでございますが、多量保管事業者様及びその他の高濃度の硫黄を含む廃PCB油の処理というところでございますが、まずは多量保管事業者様のPCB油でございますが、この保管事業者様はPCB汚染物の自所の処理計画を策定するために、平成29年5月に、この事業者様が主催されて学識者によります検討委員会を立ち上げられまして、JESCOの受入条件を満たすような技術検討がなされました。その後、この汚染物273トンに有機溶剤、イソプロピルアルコール(IPA)、これで抽出することによりまして、高濃度のPCB油として、ドラム缶で511本という形になります。また、その後、42.5トンのPCBの固形物や高粘度の液状物、これを粘度調整のために炭化水素系の溶剤、KP-8ですとかHC-370といった商品名になりますけれども、こういった炭化水素系の溶剤に、また2つの液の混合液、こういったものによりまして粘度調整を行いまして、ドラム缶でいいますと170本、これが新たに発

生させたというところでございます。こういったものにつきまして、平成31年4月から受入れを開始し処理をしているところでございます。

また、それ以外に、高濃度の硫黄分を含む廃PCBの油でございますが、こちらにつきまして、先ほど申しました多量保管事業者の分も一部硫黄濃度が高いといったものがございますが、この硫黄分が100ppmから5,100ppm程度ということで、通常トランスとかコンデンサから回収したPCBではない、かなり高い濃度で硫黄分を含んでいるということになりますけれども、こちらの硫黄分につきましては、大阪事業所で採用しております脱塩素化分解ではパラジウムカーボンを触媒として使うということで、この硫黄分が触媒の活性を阻害することになります。そういったことがございまして、この硫黄分の高い油につきましては、コンデンサ処理から発生する油ですとか別系内から発生いたします回収溶媒、こういったものと混合、調整いたしまして、硫黄濃度を低く抑えまして無害化をするということに取り組んでございます。そういったこともありまして、1回の反応で処理できるPCB量が減ってしまう状況がございまして、通常の油処理に比べまして数倍の時間を要しているところでございます。

この状況でございますけれども、表-19のところにお示ししております。多量保管事業者様については511本と170本のドラム缶がございまして、また、それ以外のところにつきまして、28本、39本、合計748本でございまして、このうち399本を1月末までに搬入し、332本を抜油等で処理を開始しているという状況でございます。ですので、この多量保管事業者様につきましては、一部まだJESCOへの登録をされていない油が含まれているというところでございます。

続きまして、24ページでございます。トラブル等の報告になります。前回の監視部会、10月以降、この1月末までの間に施設の停止や労災に関するようなトラブルの発生はございませんでした。

その他説明事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴います大阪事業所での対応状況ということでございますが、入口のところに体温測定等の自立式の体温測定器を置きまして、こういったところで測定いただくことでの健康管理、また、手指衛生及びせきエチケット等によります予防処置等々に取り組んでございますが、これまでの間にJESCO及び運転会社の社員におきまして何名か新型コロナウイルス感染、また、御家族の感染によります濃厚接触者といった状況が発生しておりますが、事業所内でほかの方への感染が拡大する、いわゆるクラスターというものは発生しておりませんで、操業への影響を及ぼすことなく処理が進められているところでございます。

視察・見学状況でございますが、令和2年3月中旬から見学受入れを中止してございましたけれども、昨年11月から一部見学者の方について再開しているということで、今年度は52名の方に見学いただいたというところでございます。

25ページは緊急時対応訓練でございます。毎月テーマを、今年度につきましては火災発生をテーマに設けまして、現場で働いている小グループ単位で、今年度でいきますと、

現場で火災が発生した場合の初期対応について訓練を実施しているというところがございます。実績につきまして表-21 のほうにお示ししてございますけれども、このうち施設全員で集まって行うような訓練、例えば 6 月に開催を予定いたしました消防総合訓練でございますが、こちらはコロナウイルスの感染拡大に伴いまして開催時期を 1 月に延期しましたけれども、この 1 月もなかなか実施が難しく中止してございますが、昨年 10 月並びに 11 月につきましては、全員参加の震災訓練、また消防設備の操作訓練、これにつきましては、屋外での訓練ということで実施しているところがございます。

26 ページ、安全教育でございますが、こちらは無事故無災害の PCB 処理を進めるために、所員の方の安全意識、知識の向上を図ることを目的に、いろいろテーマを設けまして毎月実施するという取り組みでございますけれども、消防法の危険物、労働災害事例、また緊急時の対応等々というテーマでございますが、社員への安全対策といたしまして、一堂に会して教室形式での安全教育、これは実施を見送っておりまして、資料の回覧でありますとか、掲示をいたしましての書面開催という形での開催ということにしております。また、今年度につきましては、外部の方に講師に来ていただくものにつきましては中止ということで開催を見合わせたという実績でございます。

#### ○中野副所長（JESCO）

それでは、引き続きまして、資料の 1-2 の説明を JESCO、中野よりさせていただきたいと思います。

資料の 1-2、長期保全の取り組みについての資料を御覧ください。

長期保全の方針につきましては、真ん中の黄色いカラムとブルーのカラムがありますがけれども、予防保全と事後保全ということで従前と変わっておりません。

横長の表-1、星取り表のほうを御覧ください。右側のブルーのカラムと緑色のカラムに分かれております。今年度の内容です。ブルーのカラムが今年度の夏の点検で実施した内容、それから、緑色のカラムが来期、令和 4 年度に予定している内容ということになっておりまして、星取り表になっております。黒丸が実施したものの、白丸は今後実施していく予定のもの、そして、一部バツのものについては、実施は計画してはいたしましたが、取りやめたものという形になっています。表-1 の表面のほうは西棟関係、主に前処理と VTR 設備関係になりますが、これまで、先ほど所長の安井のほうからも話がありましたけれども、VTR の D 号機を中心に、真ん中ぐらい、③とか②の辺りに書いてあったんですけども、VTR の D 号機の劣化の進行が著しいということで、一部廃粉末活性炭を VTR の C 号機のほうで処理するという方針になりましたので、来期は、④番で示しておりますように、主に C 号機関係のオイルクーラー、凝縮器等の点検、それから、渦流探傷試験等を中心に進めたいと考えております。

次のページ、東棟のほう、液処理設備、主に反応系ですけども、こちらは従前と保全計画は変わっておりません、主としては第 1、第 2 の低沸の蒸留塔の凝縮器、加熱器、そ

れから、配管等の清掃等になります。一部、下のほうに、水素発生装置ですとか共通の機器に関する記載もさせていただきます。

この星取表の①番から⑬番と、それから、令和4年度①番から⑨番の内容が表-2、縦書きのほうの資料に書いてございますが、表-2のほうが夏の点検で実施した内容、ほぼ実施済みの内容になっております。

そして、表-3のほうが令和4年度、来期、各々実施する主だったもの①から⑨という形で記載させていただきます。

最終的に、以上のものを、数値をプロットしたものが図-1と図-2になりますけれども、図-1のほうが西棟の設備、ブルーの吹き出しが令和3年度の実施項目、緑の吹き出しが令和4年度の実施予定項目、そして、欄外にありますのは、このプロセスフロー上にはないですけども、共通機器等に関するもので、同じく、ブルーのものが令和3年度に実施したもので、令和4年度に緑のほうを実施する予定ということになります。

最後のページ、図-2が東棟の内容という形になります。

説明は以上となります。

#### ○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO さんからの説明、資料 1-1 の後半部分と資料 1-2 につきまして、何か御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

杉本先生から手が挙がっております。お願いします。

#### ○杉本外部有識者

2つありまして、1つ目が、視察・見学状況についてです。市民の方たちに、この施設の操業の延期の話が出てきた、だから、令和3年11月ぐらいから見学者の受入れを始めたと理解してよろしいのでしょうかというのが1つ目です。感染対策がうまくできる以上に、やはり皆さんにもう一度確認をいただくという意図があったかどうかということです。

それに関連して、実際に3か月で50人ぐらいですか、かなり来ていると思うんですが、どのような方が来られたのかということ。私が考えたような理由ではなく、一般的な、今まで来られなかった人たちが来たのかという状況を教えてください。

もう1つは、素人考えで全然違うことを聞いているかもしれないんですが、今後、事業が3月末で終了しないで、さらに操業を続ける、例えば北九州からのコンデンサ類もここで処理するということを前提にして令和4年度の保全計画は今つくられているのか、それとは全く関係なく、そこまででは関係ないという状況で保全計画がつけられているのかということが分かりましたらお願いします。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

それでは、JESCO さんのほうからお願いできますでしょうか。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。

まず1点目の御質問で、視察・見学でございますが、昨年の11月から再開いたしましたのは、その時点におきまして新型コロナウイルスの感染状況が少し収まってきた状況がございまして、この時期から見学を再開させていただいたということでございます。先ほどの環境省の検討要請と直接関係するものではないと考えてございます。

52名の実績でございますけれども、一般の方が5名と行政の方が47名となっておりますが、まず、行政の方でございますが、近畿2府4県での廃棄物行政に携わられる方につきまして見学の申込みがまとめてあったというところでございます。また、一般の5名の方につきましては、これは弁護士の方でございますけれども、5名の方の見学の申込みがあつて対応させていただいたというところでございます。

続きまして、2点目につきましては中野のほうから御回答させていただきます。

○中野副所長（JESCO）

杉本先生、質問ありがとうございます。

もともとこの長期保全計画は令和6年度まで計画しております。営業物が終了しても運転廃棄物の処理がございまして、設備関係の保全計画につきましては、そもそも令和6年度までは通常どおり実施しているということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○杉本外部有識者

運転廃棄物以外に処理物が増えるということも当然想定。聞き方がおかしいですかね。想定範囲に入っていたということで考えていいわけですね。

○中野副所長（JESCO）

それは入っていません。失礼しました。

○杉本外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

中地先生、お願いいたします。

○中地外部有識者

1点だけ、資料の1-1の23ページの表-19の読み方を、見方をもう一度説明してほしいんですけども、例えばK社の1番目のIPA抽出油とろ過ケーキというのをIPAで抽出して、511本のPCBを含有した油が入っているドラム缶ができたというお話なんですよ。それが右側に、搬入ドラム缶数316というのは、JESCOの大阪事業所に搬入された本数というお話なんですか。その中で、278は抜油ということで、もう処理が終わっているというふうに読むのかどうかということをお教えください。

そうした場合、全ドラム缶数と搬入ドラム缶数との間の差は何なのかということで、まだ保管事業者が保管をしていて、将来的には処理をせないかんということになるのかどうかということをお教えください。

○谷野課長（大阪市）

それでは、JESCOさんのほうからお答えをお願いします。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。

この表が少し見づらくなっておりまして申し訳ございません。先生がおっしゃられたとおり、まず、表の一番上、IPAの抽出油でございますけども、PCBの汚染物、273トンのろ過ケーキといったものにつきまして、イソプロピルアルコールで抽出されて発生した油、これをドラム缶で511本持っておられると私どもは聞いてございます。これらにつきまして、順次処理を進めておりますけども、これまでに搬入されたのが、1月末の段階で316本で、そのうち278本を抜油し終えておりますので、316本から278本を引いた分につきましては、施設内でまだドラム缶の状態に残っている状態のものがあるということでございまして、以下、そういう状況でございます。まだ施設内に搬入されていないものにつきましては、できる限り私どもとしては処理を進めるということで、2月以降もこのうち何本かは処理を進めていっているところでございますけども、まだ全ての搬入が3月末にはなかなか難しいという状況では考えてございます。

○中地外部有識者

そうしますと、ここにある全ドラム缶数が748で、搬入ドラム缶数が399ということは、残りが340ぐらい、349かな、のドラム缶は、資料の1-1の1ページの登録数というところにはもう入っていないと考えてよろしいでしょうか。

○安井所長（JESCO）

1月の末の段階ではそういう状況になります。

○中地外部有識者

そしたら、結構、今まで登録して搬入されたのが2,600本なので、それから比べると、400本でかなりの量になると思うんですが、1年あるいは2年で処理できる話になるんですかね。

○安井所長（JESCO）

これにつきましては、先ほど資料の中でも御説明させていただきましたとおり、硫黄濃度等々の問題で通常の油のとおりにはなかなか処理は難しいかとは考えてございますけれども、先ほどの1年ないし2年といったお話であれば処理はできるのではないかと考えてはございます。

○中地外部有識者

分かりました。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

また、今のお話にありました処理に手間がかかる油分につきまして、先ほど環境省さんからの検討要請の中でも話がございまして、それにつきましては後ほど議題の(3)のほうでもそのあたりの説明もあるかと思えます。すいません、また改めてよろしく願いいたします。

それでは、ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。前半部分を含めまして。上野先生、お願いします。

○上野外部有識者

上野です。

もう1回確認なんですけども、21ページの掘り起こし調査と、それから、総ざらいの取組み、これで結局5事業者は今年の、今月の3月末までに、行政代執行をせずに全部処理、登録をするということによろしいんですね。ちょっと確認させていただきたかったですけど。

○安井所長（JESCO）

この5事業所は、登録は全て終えておったわけですが、まだ使用中で、更新する設備が

入ってこないとか、なかなか資金の準備が難しいというお話で、1月の末の段階で処理が進まないとさせていたideおりましたが、使用中のものにつきましても新しいものが入ったということで取り外されましたし、資金不足の4者様につきましても何とか工面をいただけるような状況の見通しが立ってきたと報告は受けてございます。

○上野外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

前半も含めまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見がないようでしたら、次に移らせていただきます。

議題の(2)にございます環境モニタリング調査についてということで、行政としてのクロスチェック結果等につきましても、大阪市から報告をいたします。よろしく願います。

○棚橋課長代理（大阪市）

大阪市環境局 産業廃棄物規制グループの棚橋でございます。本市が実施いたしましたモニタリング調査結果について御説明申し上げます。

右肩に資料2と記載してございます令和3年度環境モニタリング調査に係る資料を御覧ください。

このモニタリング調査に関しましては、JESCO大阪PCB処理事業所の稼働に伴う周辺環境への影響を確認することを目的といたしまして、平成17年度のJESCOの操業開始前から毎年、夏場と冬場の年2回実施しているものでございます。調査場所に関しましては、例年どおり、JESCO大阪PCB処理事業所地点の1か所と、事業所に最も近い住居地域の地点として選定してございます桜島地点の1か所の合計2点で調査をしてきてございます。また、調査期間に関しましては、夏の調査を7月に、冬の調査を12月に実施してきておりまして、今回は12月に実施いたしました調査結果を中心に御説明申し上げます。

1ページの下の方に調査結果をお示ししてございます。3番と記載してございます。例年どおり、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン等の項目に関しまして測定を行ってございますけれども、例えば一番上に記載してございますPCBの値でございますと、調査結果は、JESCO地点におきましては1立方メートル当たり0.22ナノグラム、桜島地点におきましては1立米当たり0.28ナノグラムということで、右端に記載しております基準値等々と比較いたしまして、非常に小さい値となっております。同じく、ダイオキシン類やベンゼンなどに関しましては、基準値等と比較いたしまして、非常に小さい値となつて



ございます。

ページを送っていただきまして、2ページには JESCO 地点における経年変化、3ページ目には桜島地点における経年変化を示してございます。いずれの項目におきましても、これまでの測定結果等と比較いたしまして、特筆して数値が上昇しているような傾向はございません。

続きまして、最後のページになりますけれども、最後、4ページ目にお示ししておりますのが、ダイオキシン類の測定結果の経年変化に関しまして、グラフ化してお示したものでございます。JESCO 地点及び桜島地点、いずれの地点における測定結果も、平成 18 年の操業の開始前と比較いたしまして、特に数値が上がっている状況ではございません。また、三角印で示してございますけれども、大阪市内のモニタリング地点 3 か所の市内平均と比較しましても、低い値となっております。

以上の結果から、JESCO 大阪 PCB 処理事業所による周辺環境への影響はほとんどないと考えてございます。

以上でございます。

#### ○谷野課長（大阪市）

ただいまの大阪市からの報告につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。特に意見はございませんかね。

ありがとうございます。それでは、次の議題のほうに移らせていただきます。

続きまして、議題（3）の高濃度 PCB 廃棄物処理事業継続等に関する検討要請に対する大阪市の対応状況について、大阪市から説明をいたします。

#### ○棚橋課長代理（大阪市）

引き続きまして、大阪市の事務局、棚橋より御説明をさせていただきます。

右肩に資料 3 と記載してございます 1 枚物の資料を御覧ください。

前回、令和 3 年 10 月 11 日の監視部会におきましても環境省から御説明いただきましたけれども、今後の高濃度 PCB 廃棄物の処理事業の継続に関しまして、国から令和 3 年 9 月 22 日に、JESCO 立地自治体に対して検討要請がなされたところでございます。この検討要請への対応を検討するために本市が実施いたしました取組に関しまして御説明いたします。

まず 1 つ目の検討要請の概要についてでございますけれども、1 つ目といたしまして、国は、令和 4 年 3 月末の計画的処理完了期限後に新たに発見されるものなどに対する備えといたしまして、国の PCB 廃棄物処理基本計画にも示されております事業終了準備期間を活用し、少なくとも令和 5 年度末までは処理を継続したいという内容でございます。

2 つ目といたしまして、既に北九州事業地域におきましては平成 31 年 3 月末に計画的処理完了期限を迎えてございますけれども、この期限の後にコンデンサ等が見つかって

いる事例がございます。このものの一部に関しましては大阪事業の処理対象物としてという内容でございます。

この検討要請へのこれまで本市が行った検討、取組の概要に関しまして、次の2に記載してございます。

まず、地元此花区の連合町会長会におきまして説明をしてきてございます。この連合町会長会は定期的開催されるものでございますけれども、令和3年9月30日及び10月28日の連合町会長会において説明をさせていただきました。次に、関係する市議員の方々に対しても、地元と大体同じ時期頃から説明を実施いたしまして、今年に入る頃ぐらまで説明を行ってきたところでございます。また、市民及び事業者の方々に対する説明といたしまして、令和3年11月16日に、此花会館において説明会を、また、令和4年1月19日には、JESCO大阪の入門許可を有する事業者の皆様向けに説明を実施してきたところでございます。

この説明によりまして地元の住民の方々などからいただきました御意見に対する対応状況について、3点目に取りまとめてございます。まず、連合町会長や関連議員の方々へ説明した際の御意見といたしまして、計画的処理完了期限以降に新たに見つかった場合の備えとして、環境保全確保のため、高濃度PCB廃棄物はJESCOで処理すべきだというふうな御意見がございました。また、高濃度PCB廃棄物はJESCO事業所の相互活用によって確実に処理をすべきというふうな意見をいただいたところでございます。また、事業終了準備期間後に新たに発見された場合はどうするのか。さらなる処理の延長はあるのかというふうな御質問に対しまして、本市といたしましては、現行の事業終了準備期間内で処理をすることとしておりまして、期限延長はしないということ、また、新たに発見されるものについては、事業終了準備期間内に処理をするように指導を強化していく旨お答えをしてございます。連合町会長会は此花区の9か所の連合町会の会長がお集まりになられる会議でございますけれども、各連合町会において、方向性の異なる意見であるとか、反対や不安を訴えられるようなお声はいただいてございません。

次に、市民・事業者の方々への説明会における主な質疑応答ということで、令和3年11月16日に19の方が御出席いただきました説明会においていただきました内容を掲載してございます。JESCOでのPCB処理事業が終了した後に、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合に、処理できる場所、方法は確保されるのかというふうな御質問に対しまして、環境省から、事業終了準備期間を活用してJESCOでの高濃度PCB廃棄物の処理を継続し、確実に処理が完了するよう関係自治体、関係者へ協力を求め、処理を進めていきたい。また、事業終了後に発見された場合は、国で対応方針を決める必要があるけれども、まずは、各地域での処理に取り組んでいくというふうな回答がなされたところでございます。また、本市からは、早期の処理完了に向けて、今後も掘り起こしを行い、保管されている事業者に対して粘り強く指導等を行っていくと、11月の段階でございましたので、本市が行う継続的な指導強化に関して補足して説明をしたところでございました。この

説明会におきましては、市民の方よりも事業者の方が、出席が多いという傾向でございますけれども、連合町会長会と同様、出席者より反対や延長に疑問を呈するような御意見などはいただくことなく説明を終えてきたところでございます。

以上のことから、いただきました御意見を踏まえまして、国からの検討要請に対する市の対応について慎重に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

#### ○谷野課長（大阪市）

今の大阪市の対応状況につきまして少し補足させていただきますと、先日2月2日に、大阪市会の環境対策特別委員会におきましても、検討要請に対する本市の対応につきまして質疑があったところなんですけれども、今後 JESCO 大阪事業所の処理が終了した後に新たに高濃度 PCB 廃棄物が見つかった場合、処理されずに残されて、継続的に保管せざるを得ないという状況となった場合に、長期保管による漏洩や紛失といった環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、高濃度 PCB 廃棄物を唯一処理できる JESCO の事業所において確実に PCB の処理を完了させる必要があると考えておりまして、本市としましては事業継続等の要請を受け入れる方向で検討を進めているところでございます。

ただいまの大阪市からの対応状況についての報告につきまして、何か御意見等はございますでしょうか。

杉本先生、お願いします。

#### ○杉本外部有識者

すいません、19名でしたっけ、市民・事業者を含めて。すごく多い数の出席だとは思えないんですけれども、どのような形で、そういう一般の人たちに広報をされたのか、分かるようになったのかということをお教えください。

もう1つは、連合町会長さんたちはこのことを自分たちの町会の人たちに話して、ある程度反応を取っているのか、全て連合町会長さん個人の判断としてここで意見を述べているのかということもお願いいたします。

#### ○棚橋課長代理（大阪市）

お答えいたします。説明会に関しましては、まず、報道発表という形で広く周知をさせていただくとともに、また、此花区の広報紙におきましても、開催についてお示しをさせていただいたところでございました。なので、本市といたしましては、広く周知をした上での開催をさせていただいたところと考えております。

地元の方々に、住民さんに御意見を取っていただいたかどうかということに関しましては、2回にわたって連合町会長会で御説明をさせていただいているところでございまして、9月の末と10月の末のこの間は1か月ほど期間がございまして、その間に地元

での情報共有等をしていただいていると考えておったところでございます。  
以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

すいません、ちょっと補足しますと、連合町会長さんを通じまして、役所のほうからの報告あるいは連絡事項につきましては、資料を各町会のほうに回覧していただいて、周知を常々しておるということで、そのルートを使って周知をさせていただいたというところで、ただ、意見をまた集約するという、意見集約という形は特に取ってはいないんですけど、周知についてはそういう形で広く周知を図ったところでございます。

○杉本外部有識者

ありがとうございました。

少数意見が後で何か出てくると困るなというのがありましたので、そのことだけ確認したいと思いました。どうもありがとうございました。

○谷野課長（大阪市）

広く説明会にも募集しました結果、それ以降も特に意見は今のところ出ておりませんということで、よろしくお祈いします。すいません、ありがとうございます。

それでは、ちょっと環境省さんのほうからも手が挙がっておりますので、よろしくお祈いします。

○神谷課長（環境省）

ありがとうございます。環境省、神谷でございます。

改めて、これまで大阪市及び関係者の方々、本件について御理解、御協力をいただきまして誠に感謝を申し上げます。現在、大阪市において、地元住民等からの意見を踏まえて、対応について御検討いただいていること、これについても深く感謝を申し上げます。

継続要請に対するお返事はこれからいただくという状況でありますけれども、事業継続のお許しをいただければ、PCB 処理基本計画の改定など、必要な手続を進めるとともに、確実に処理が完了するよう、関係自治体、関係者への協力を求め、処理を進めていきたいと考えてございます。

いずれにしましても、説明会の場でいただいた貴重な意見をしっかり受け止めて、今後の事業に誠実に反映し、引き続き安全第一で処理を続けられるよう最善を尽くしてまいります。よろしくお祈いします。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ただいまの大阪市及び環境省さんからの御意見、御説明につきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

○岩井外部有識者

各連合町会長さんは、終わった後、それぞれの町会長さんには説明をされているというふうに聞いております。それから後、意見が出たかについては、具体的には聞いていないんですけども、基本的には、それぞれの町会長のところまでは行っていると思っていますから、そこから何か意見があったというのはまだ聞いていませんということで、連合町会のほうについてはそのように聞いていますので、補足だけしておきます。お願いします。

○谷野課長（大阪市）

すいません、ありがとうございました。  
これは中地先生ですかね。

○中地外部有識者

すいません、1点、よく分からないというか、環境省からの検討要請というのは新規発見等に備えてということなんですけれども、資料の最初の1のところであった大量保管者で、まだ未登録のドラム缶が400本とかある分というものの扱いはどうなるんですか。それはもう処理をせないかんという話なので、自動的にもう来年度、事業終了準備期間を使って処理をするということなんですよね。この4月からしませんという話じゃなくて、もう既に、まだ登録されていないドラム缶があるというのは自明の話なので、それはどうするのかというのは、どういう扱いになるんですか、その辺の処理というのは、よく分からないんですけども。

○谷野課長（大阪市）

すいません、昨年9月22日の環境省さんからの検討要請の内容につきまして、計画的処理完了期限以降に新たに発見されるケースとか、あるいは、北九州の継続保管物を処理するというので要請があったんですが、その要請の中に、こちら、はっきりこれ、追加で書いてはいないんですが、検討要請の中に、今御指摘いただきました、処理に非常に手間がかかるPCB油がかなり存在するということを前提に検討要請もされておりますので、御指摘のあった油についても、今後事業継続期間の中で対応していくということで、そういう要請があったという状況でございます。事業が今後継続した場合においては、それらの油についても、処理の手間がかかる油についても今後処理を継続していくことになります。よろしいでしょうか。

すいません、ちょっと、環境省さん、お願いします。

○神谷課長（環境省）

ありがとうございます。

今、大阪市さんから御指摘がありましたとおりで、今回、事業終了準備期間の活用という話については、各事業エリアで行っております処理を、事業エリア内処理を徹底していただき、各事業エリアで最大限掘り起こしと処理を徹底的に行っていただくための期間を、この事業終了準備期間を活用して行わせていただくというのが要請の主眼でございます。今はっきり見えているもので積み残されているものについては、確実に事業エリア内で処理を行い、確実に処理を完了できるように、この事業終了準備期間を活用させていただきますと、こういう趣旨でございますので、ぜひ今御指摘のあった困難物についてももしっかり JESCO 大阪事業所で処理をさせていただきたいと思っております。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほかに何か御意見等はございますか。

○中地外部有識者

それやったら、少なくともはっきりしているものについては登録してもらおうとかいうことにしないと、あるのはあるけれども、別にその業者が登録しなかったら、ずっとそのまま残りっ放しになるわけじゃないですか。だから、契約を先済ませるみたいなことをすべきだと思いますけれどもね。本数まで把握していながら、登録もせずにそのまま置いておくというのは何か不公平な感じがしますけれども。ほかのところは、次々と早く登録せえとか、契約せえとか言いつつ、こういうされてるのが分かっているながら契約もしないというのは何かバランスが違うような気がしますけれどもね。

○谷野課長（大阪市）

御指摘ありがとうございます。

○神谷課長（環境省）

ありがとうございます。しっかり対応していきたいと思っております。御指摘のとおりだと思っておりますので、しっかり事業者に働きかけてまいります。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますでしょうか。全体を通じまして何かありますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、予定しておりました議題は以上でございますが、全体を通して、ほかに御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それで、冒頭、部長の挨拶にもございましたが、JESCO 大阪事業所の計画的処理完了期限が今月末と迫る中、各自治体の皆様、また環境省近畿地方事務所、JESCO 様におかれましては、掘り起こしや早期適正処理指導、また代執行など、期限内の処理完了に向けた取組が進められているところでございます。変圧器、コンデンサにつきましては、おおむね処理が完了する見込みとなっておりますが、処理に手間がかかるもの、また今後新たに発見されるものを想定した対応も求められることとなっております。JESCO 様におかれましては、引き続き事故、トラブルのないよう、安全に作業を進めていただきますようお願い申し上げます。

コロナ禍の中でございますが、従事される皆様におかれましては、引き続き感染防止にも、注意していただきますようお願いいたします。

本日は有識者の皆様から忌憚のない御意見をいただきましてありがとうございます。いただいた御意見につきましては、今後の事業運営に反映し、また、各自治体と共有いたしまして進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしく願いいたします。

以上で議事のほうを終わりたいと思います。司会にマイクをお返しします。

#### ○深瀬係長（司会）

皆様方には長時間の会議、御意見をいただきましてありがとうございます。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決めていきたいと思っております。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。